

環循適発第 2205171 号
環循規発第 2205171 号
令和 4 年 5 月 17 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号。以下「改正法」といい、同法による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律を「温対法」という。）が令和 4 年 4 月 1 日に施行された。

また、改正法の施行のため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和 4 年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年環境省令第 14 号）が令和 4 年 4 月 1 日に施行された。

これらの施行に伴い、環境省総合環境政策統括官より、各都道府県知事に対し、改正法の施行に関する通知（別紙 1）が発出されたところである。

温対法第 22 条の 10 においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 2 の 4 第 1 項又は第 15 条の 3 の 3 第 1 項の熱回収認定（地域脱炭素化促進事業計画の認定申請において申請者が認定を受けることを希望する場合に限る。）及び同法第 15 条の 19 第 1 項の土地の形質変更の届出に関する手続のワンストップ化の特例が定められている。地方公共団体実行計画を策定した市町村は、地域脱炭素化推進事業計画の認定をする場合に、当該計画にこれらに関する行為が含まれる場合は、都道府県知事に協議し、同意を取得することとなっている。当該協議に当たっては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（令和 4 年 4 月環境省大臣官房環境計画課）の「9-6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する特例について」を参考とされたい。なお、廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアルを改訂（別紙 2）し、熱回収の実績を有しない施設の取扱いについて明確化していること申し添える。各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部局におかれては、別添通知の内容を御了知の上、改正法の趣旨を踏まえ、関係部局とも緊密に連携を図っていただき、円滑かつ効果的な

施行について一層の御協力をお願いしたい。

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」

（令和4年4月環境省大臣官房環境計画課）の掲載場所

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual5.html#manuals